

鳥取市消費者啓発落語講座助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市消費者啓発落語講座助成金（以下「本助成金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、高齢者等を狙った悪質商法被害の未然防止などを目的に開催する消費者啓発落語講座について、主催する鳥取大学落語研究会の取組みを支援することにより、地域と密着した学官連携の事業として定着させることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本助成金の助成の対象となる者は、鳥取大学落語研究会とする。

(補助対象事業)

第4条 本助成金の助成の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市消費者啓発落語講座とする。

(補助対象経費)

第5条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料及び借上料に限る。）とする。

(助成金の算定等)

第6条 本助成金の額は、補助対象経費の額から補助対象事業に係る本助成金以外の収入を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算を限度として交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による本助成金の交付申請は、事業開催の1か月前までに行うものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本助成金は、概算払いにより交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、対象事業の完了の日から起算して1か月を超えない日又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本助成金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。